

がんばろう！東北

船を利用して河川の巡視を行います
～陸上から見えにくい水際付近を船上(川側)から確認します～

河川巡視の一環として、船を利用して巡視を行います。
船上巡視は、通常行っているパトロール車での巡視では見えにくい水際
付近の護岸の変状等を確認するために行っています。

今回の巡視も含め、引き続き河川巡視により、施設の損傷箇所の『早期
発見』『早期対応』に努めて参ります。

堤防等河川管理施設の異常、変状の早期発見に努め早急な対応を図るため、概ね週2回を基本
に河川巡視を陸上(パトロール車)から行っています。

施設の損傷により、洪水時に甚大な被害に至らないよう、継続的な河川巡視に努めて参ります。

なお、国土交通省北上川下流河川事務所が管理する河川は、北上川(宮城県内)、旧北上川、江
合川、鳴瀬川、吉田川の5河川、管理総延長は214.1kmです。

■日 時(気象状況などにより延期する場合があります)

涌谷出張所管内 10月9日～11日(旧北上川)

鹿島台出張所管内 10月16日(鳴瀬川)

米谷出張所管内 10月16日(北上川)

大崎出張所管内 10月3日、7日(鳴瀬川、江合川)

飯野川出張所管内 10月9～10日(旧北上川、北上川)

鳴瀬出張所管内 10月10日(鳴瀬川、吉田川)

■取 材 (別紙参照)

**10月3日(水)9時00分までに竹下江排水樋管(高倉橋右岸上流)へ集合して
下さい。**

船上巡視区間は、「鳴瀬川40.9kp～桑折江堰～志田橋」の区間です。

■集 合 場 所

竹下江排水樋管(高倉橋右岸上流) (大崎市三本木坂本字天王 地先)

■巡 視 船 船外機付きゴムボート(5人乗り)予定

**※取材については、船上巡視出発前の対応となります。なお、乗船取材を希望される場合
は事前にご連絡頂けます様お願いします(当日の乗船申込みは対応できかねますので御了
承ください)。**

※気象状況などにより、延期する場合があります。

北上川下流河川事務所記者発表資料はホームページでご覧になれます。

ホームページアドレス【 <http://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/> 】

※発表記者会：石巻記者クラブ、古川記者クラブ



国土交通省北上川下流河川事務所

石巻市蛇田字新下沼80

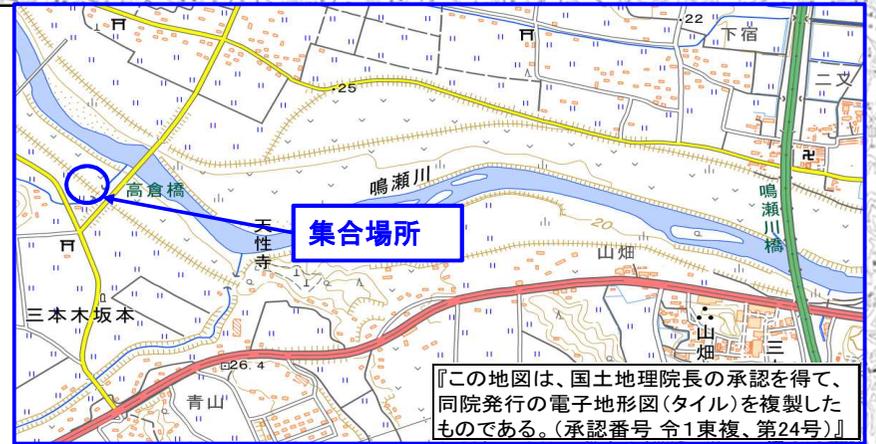
電話0225-95-0194(代表)

技術副所長 とやま ひさのり
外山久典(内線205)

管理課長 おだじま えいじ
小田島栄治(内線331)

大崎出張所管内 船上巡視ルート図

- 令和元年 10月3日(木)
 - ・ 9時00分 竹下江排水樋管(高倉橋右岸上流)集合
→巡視開始場所まで車で移動(5分程度)
 - ・ 9時30分 桜館排水樋管前より巡視開始
 - ・ 11時00分 桑折江堰(船の上げ下ろし)
 - ・ 11時30分 多田川合流点(午前の巡視終了)
 - ・ 13時00分 大江川排水機場前(午後の巡視開始)
 - ・ 13時30分 敷玉取水堰(船の上げ下ろし)
 - ・ 15時00分 志田橋付近(巡視終了)
- ※問合せ:0225-94-0194(北上川下流河川事務所)



**鳴瀬川・多田川船上巡視
R1.10.3実施**
 ・9:00集合:竹下江排水樋管
 (高倉橋右岸上流)
 大崎市三本木坂本宇天王 地先
 ※巡視開始箇所までは車で移動します

①スタート地点
(最上流)
鳴瀬川40.9k

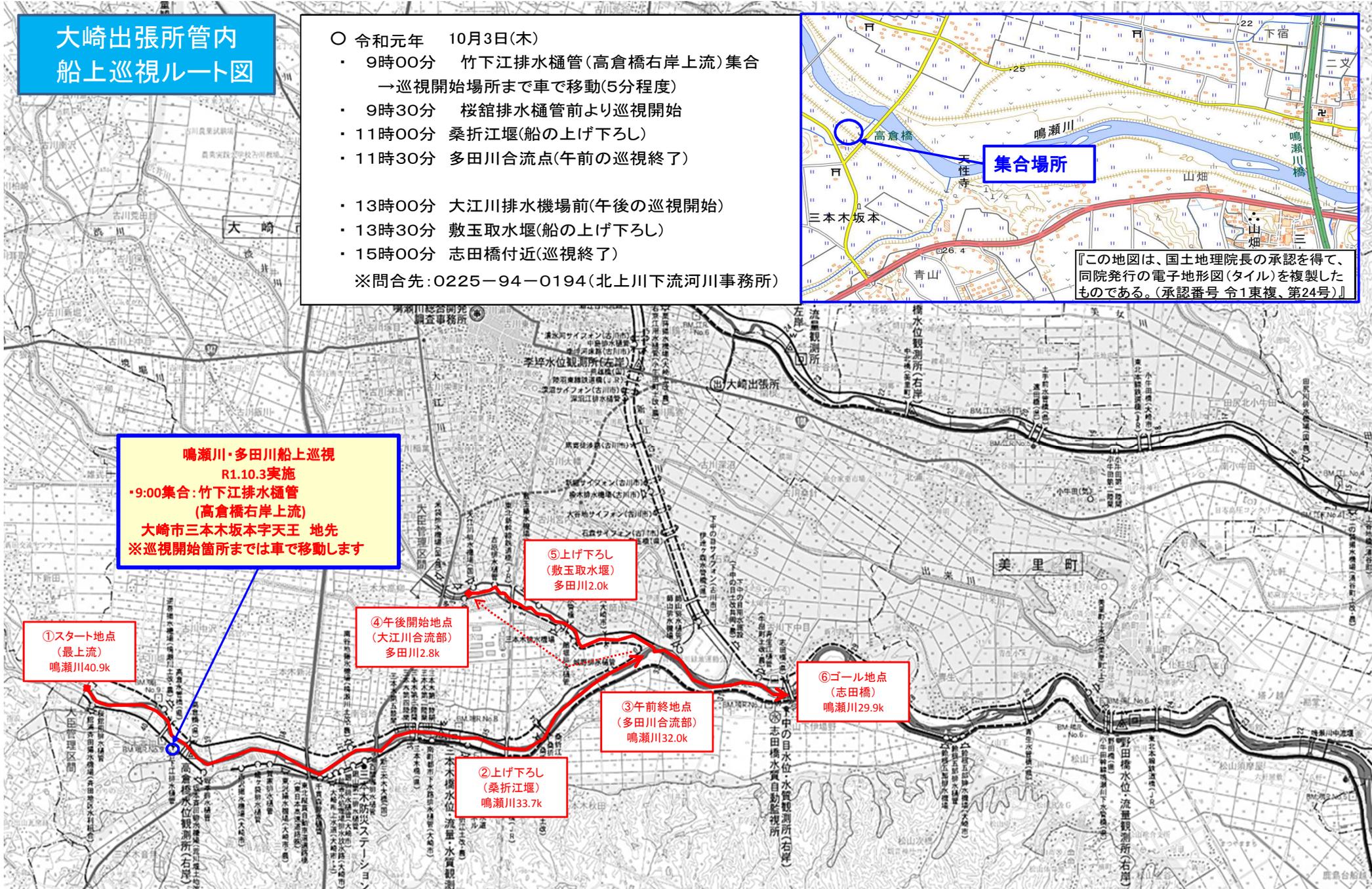
④午後開始地点
(大江川合流部)
多田川2.8k

②上げ下ろし
(桑折江堰)
鳴瀬川33.7k

⑤上げ下ろし
(敷玉取水堰)
多田川2.0k

③午前終地点
(多田川合流部)
鳴瀬川32.0k

⑥ゴール地点
(志田橋)
鳴瀬川29.9k



船上巡視

陸上からは確認が難しい、河道内の状況について点検します。

(主な点検内容)

- ・**河岸の状況**

洗掘等による堤防への影響の有無を確認

- ・**護岸の状況**

洪水等による損傷の有無を確認

- ・**河道内樹木の状況**

洪水時の流下阻害の有無を確認



河岸の状況



河道内樹木の状況



護岸の状況

今回実施する徒歩点検などの『河川の巡視・点検』は、
事務所ホームページでご覧になれます。

ホームページアドレス

【 <http://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/J74201/homepage/construction/maintenance/> 】

河川の計画・工事・管理	
東日本大震災への対応	
河川工事	
河川計画	
河川管理	
河川の巡視・点検	
河川維持管理	
不法投棄	
重要水防箇所	
刈草提供	
水質事故防止の取り組み	
砂防工事	

河川の巡視・点検

河川施設の巡視や点検は、『河川砂防技術基準維持管理編（河川編）』によって、方法や項目、時期や頻度などについて定められています。

※虫眼鏡アイコンをクリックすると、巡視や点検の説明が見れます。

